

「近畿圏広域地方計画協議会」への追加構成員について

◆協議会の追加構成員

広域地方計画は、国と地方の協働により策定するものであることから、区域内の市町村を加えるとともに、既に参加している隣接県（福井、三重、徳島）以外の隣接県と主な経済団体である堺商工会議所に対して、参加意向について照会を行い協議会メンバーに追加するものとする。

国土形成計画法（昭和 25 年法律第 205 号）

第十条

2 協議会は、必要があると認めるときは、協議により、当該広域地方計画区域内の市町村（指定都市を除く。）、当該広域地方計画区域に隣接する地方公共団体その他広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができる。

1. 近畿圏内の市町村

近畿圏広域地方計画区域内における各市町村の代表として「近畿市長会」及び「近畿府県町村長会」を加える。

2. 近畿圏に隣接する地方公共団体

岐阜県、岡山県、鳥取県について意見照会を行い参加意向がある場合はメンバーに加える。

※計画策定にあたり広域的な視点で意見を述べて頂く必要があることから、隣接する市町村については加えないものとする。

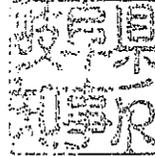
3. その他

検討会議には主な経済団体等として、関西経済連合会、関西経済同友会、関西経営者協会、関西広域連携協議会及び政令市の商工会議所の参加を基本としていることから、今回、堺商工会議所について意見照会を行い参加意向がある場合はメンバーに加える。

総政第117号
平成19年5月11日

国土交通省近畿地方整備局
近畿圏広域地方計画推進室長 様

岐阜県知事 古田 肇



近畿圏広域地方計画協議会（仮称）への参加について（回答）

平成19年4月11日付け圏近整広地室第2号で照会のありましたこのことについて、別紙のとおり回答します。

<別紙>

1 県名
岐阜県

2 参加の意向
参加します。

3 参加の必要性

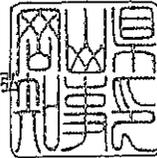
本県は、従来から経済、社会、文化、環境など様々な面で近畿圏と密接な関係を有している。今後とも、JRの利便性向上、リニア中央新幹線をはじめとする広域的な交通基盤の整備やそれらを活かした地域の発展を図るなど、近畿圏と連携した国土の形成をより一層推進していく必要がある。

総合企画部地域振興企画監付広域連携担当			
担当チーフ	樋口	担当者	佐藤
TEL	058-272-1111内線2063		
FAX	058-272-2606		
E-mail	c11121@pref.gifu.lg.jp		

企 第 52 号
平成19年5月15日

国土交通省近畿地方整備局
近畿圏広域地方計画推進室長 殿

岡山県知事 石 井 正 敬



近畿圏広域地方計画協議会（仮称）への参加について（回答）

平素から、本県の行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成19年4月11日付け国近整広地室第2号で照会のあったこのことにつきましては、貴協議会への参加をさせていただきたく、別紙のとおり回答いたします。

<別紙>

1. 県名

岡山県

2. 参加の意向

参加を希望します。

3. 参加の必要性

国土形成計画の策定にあたって、広域ブロックにおける連携強化に加え、近隣ブロックとの連携強化に向けた広域的な取組も重要となる。

特に、県境や広域ブロックを跨った、交通・広域情報通信網の整備・充実、幅広い文化交流や広域観光ルートの開発など取り組むべき課題は多い。

また、4広域ブロックに囲まれている瀬戸内海を国民的財産として次世代に引き継ぐためには、各ブロック・沿岸府県の連携が必須となる。

本県と近畿圏域府県とは、従来から経済・産業など、様々な分野で交流しており、特に県境を接する兵庫県とは個別の意見交換等を通じて、広域的な施策の展開を図っているところである。

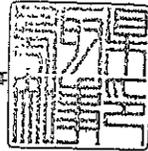
貴ブロック広域地方計画策定への参加を認めていただくことで、隣接県・隣接ブロックとして、より一層の連携強化を進めていきたい。

第200700034516号

平成19年5月30日

国土交通省近畿地方整備局長 様

鳥取県知事



近畿圏広域地方計画協議会（仮称）への参加について（回答）

平成19年4月11日付国近整広地室第2号で照会のあったこのことについて、別紙のとおり回答します。

〈別紙〉

1. 県名

鳥取県

2. 参加の意向

参加

3. 参加の必要性

鳥取県は国土形成計画法施行令第1条第4項第3号の規定により中国圏に属するが、経済、産業の分野はもちろん、文化の面でも近畿圏とのつながりが深く、物流、人的交流ともに非常に活発である。

また、行政においても道路及び鉄道などの基盤整備を始め様々な分野で、近畿圏に属する府県と共同で取り組んでいる事業もある。

さらに、鳥取県は、大阪市内に大阪事務所を設置するなど、様々な面で近畿圏を重視した施策を実施しているところである。

以上のことを踏まえ、近畿圏との連携を重視する観点から、近畿圏広域地方計画協議会（仮称）への参加が必要であると判断するものである。

担当：鳥取県企画部政策企画課
企画調整担当 田辺

電話：0857-26-7131

ファクシミリ：0857-26-7127

堺商工発第94号
平成19年5月2日

国土交通省近畿地方整備局
近畿圏広域地方計画推進室長
岡田順一郎様

堺商工会議所
会頭 中尾良和

近畿圏広域地方計画協議会（仮称）への参加について（回答）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は当所事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成19年4月11日付をもって照会のありました標題の件について、下記のとおり回答いたします。

敬具

記

1. 団体名

堺商工会議所

2. 参加の意向

参加します。

3. 参加の必要性

平成18年4月に堺市が政令指定都市に移行し、大都市商工会議所として大阪・神戸・京都の各商工会議所と連携を密に、広域的な視点に至った事業を展開している。

特に、平成19年度の事業計画のスローガンを“地域資源を活かしてはつらつ堺を”に定め、産業振興はもとより都市の活性化を推進することとなっており、その意味においても近畿圏広域地方計画協議会（仮称）へ参加すべきと考える。